杉戸町さくらねこ無料不妊手術事業（どうぶつ基金行政枠）利用取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用して、飼い主のいない猫の繁殖の抑制と地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の促進を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　飼い主のいない猫　所有者がいないことが明らかであり、地域に住み着　いている猫をいう。

（２）　さくらねこ　飼い主のいない猫であって、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。

（３）　地域猫活動　住民、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施して繁殖しないようにし、その猫が命を全うするまで繁殖を抑制し、その地域において適切に管理していく活動をいう。

（４）　不妊手術　オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術を合わせて不妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）という。

（５）　多頭飼育崩壊現場　ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。

（交付対象）

第３条　チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者。

（２）　町内の多頭飼育崩壊現場等において、地域の公衆衛生上特に町が必要であると認める場合であって、猫に不妊手術を施し、その後の適切な管理ができる者。

（３）　チケットを利用した不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負う事を承諾した者。

（４）　地域猫活動について地域住民に対して理解と協力が得られるよう努めることができる者。

（交付対象外）

第４条　次の各号に掲げる猫について、チケットを利用しようとする者は、交付の対象としない。

（１）　里親に出す予定の飼い主のいない猫

（２）　飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

（３）　当初は飼い主のいなかった猫で、現在は飼い主のいる猫

　（４）　他の住民等との間で地域猫活動に関してトラブルとなり、その原因について改善の見込みが無いと判断される者。

（５）　町がチケットの利用を適当と認められない場合

（申請）

第５条　チケットの交付を受けようとする者は、不妊手術の実施前にさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第１号）により町に申請するものとする。

（決定及び通知）

第６条　町は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第７条　町は、前条の規定によりチケットの交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消し及びチケット返還通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（１）　チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。

（２）　その他町が交付決定の取り消し及びチケットの返還が必要と認めたとき。

２　町は、前項の規定による通知をした場合において、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、チケットの返還を求めることができる。

（活動報告）

第８条　チケットを利用した者は、不妊手術を施した後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第４号）により町に報告するとともに、有効期限内に利用しなかったチケットを町に返却するものとする。

（免責）

第９条　町は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、町が別に定める。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。